

Q & A 平成28年12月追加分

○指定について

問 平成27年4月1日以降に事業所の合併により事業所が変更となっているが、みなし事業での申請が必要か

答 平成27年4月1日以降の変更のため、申請が必要です。

問 現在、介護事業所の指定を受けており、平成29年度はみなし指定だが、平成30年4月以降は再度指定が必要となるのか。

答 必要です。

○相当サービスについて

問 相当サービスは平成30年3月までなのか。また、相当サービスは今まで介護予防給付でのサービスを利用していただけが対象なのか。

答 平成30年3月31日以降は、指定の更新は必要となりますが、制度としては継続されます。要支援認定者と事業対象者が相当サービスを利用できます。

問 通所相当サービスは、実施時間の規定があるのか

答 特に定めはありません。

○緩和サービスについて

【全般】

問 緩和サービスは必ず実施しなければならないのか

答 多様なサービスの提供のために、ご協力いただきたいと考えるが、実施は各事業者の判断となります。

【訪問】

問 訪問緩和サービスについて、訪問員以外の緩和事項はあるか

答 説明資料の訪問サービスの説明事項、及び要綱をご覧ください。

問 訪問緩和サービスの研修について、研修の後の修了証明は市から何かできるのか

答 報告を行っていただきますが、市から修了証明はありません。

【通所】

問 通所緩和サービスは、通所相当サービスと同じ場所でやってもよいのか。部屋は分けなければならないのか。

答 同一部屋での実施が可能ですが、事業の運営に必要な広さを有する専用の区画が必要となります（下記参照）。

なお、その場合、相当サービスの定員、人員、設置基準を満たした上で、緩和サービスの基準を満たす必要があります。

「事業の運営に必要な広さを有する専用の区画」

- ・音や人の出入りなどによって活動に支障がないことを条件とし、一つの部屋をパーティション等で仕切る方法も可とします。

※パーティション等の基準

- ・床面から人の高さ以上のものとし、同空間で実施している他の活動が視界に入らないこと。
- ・移動ができる形態のもので可とするが、活動の支障とならないよう、安全面に配慮すること。
- ・基本的にはパネル素材のパーティションとするが、上記の条件を満たすことができれば、布素材やカーテン形式も可とする。
- ・布素材やカーテン形式の場合、採光性に配慮した程度の透過性は可とするが、他の活動が見えないものとする。

問 通所緩和サービスは、設備や場所の考え方は、平成28年度緩和デイサービスモデル事業と同じか

答 説明資料の通所サービスの説明事項、及び要綱をご覧ください。
同様の考え方ですが、「事業の運営に必要な広さを有する専用の区画」については、上記のとおりです。

問 通所緩和サービスの従事者は「介護職員～15人専従1以上」とあるが、他事業と別に確保する必要はあるのか

答 サービス実施時に、その業務のみに従事する形態で可能です。

問 通所緩和サービスのサービス提供時間は「半日で実施し、1回90分以上」とあるが、1日のなかで、どの時間帯で90分以上とするのか。また、90分以上であれば、上限はないのか。90分には送迎時間を含むのか。

答 利用者のニーズにあえば、日中どの時間帯でのサービス提供でも可とします。
90分以上のサービスですが、半日でのサービス提供とします。
送迎を除き90分以上とします。

問 通所緩和サービスで送迎は必須か

答 送迎を利用せず、利用者の方が自力で通うことも可ですが、対象者は送迎が必要な方と考えられ、通常、送迎は提供する必要のあるものと考えます。

○その他

問 質疑回答はホームページに掲載されるのか。また、会津若松市の協議体、コーディネーターの設置状況は。

答 QAを加え追加で掲載します。協議体等は内容の検討を行っている段階です。

問 市では、要支援認定者は増えると見込みがあるのか。通所緩和サービスの方が需要があると見込んでいるのか。

答 傾向としては、高齢者の方の増加にともなって、要支援認定者の方も増えるものと考えます。
通所相当サービスも通所緩和サービスも介護予防のためのニーズがあるものですが、通所緩和サービスは、半日でIADLの向上を主とした活動をする方の需要が多く、一方、通所相当サービスは、施設で1日を過ごす形態での活動がしたい方の需要が多いものと考えています。

○サービスの枠組みについて

問 通所緩和について半日となったが、平成28年度緩和デイサービスモデル事業で1日に参加していた方はどうなるのか。

答 利用者の方の意向に基づき、1日を希望される場合は、基本的に相当サービスへ移行いただきますと考えています。

問 現在、介護予防給付で1日を半日ずつ区分したデイサービスを実施しているが、総合事業移行後はどうなるのか。

答 給付で実施しているものについては、通所相当サービスとなり、要支援、事業対象者が利用できます。

問 現在の緩和デイサービスモデル事業（半日）はどうなるのか。

答 通所緩和サービスとなるので、別に事業所指定が必要となります。

問 要支援認定者は、相当サービス、緩和サービスのどちらも利用可能なのか。

答 利用可能です。

問 国保連への請求に関するシステムはどうなるのか。

答 必要となるシステム変更は事業所で各々実施していただきますので、システム会社にご相談ください。なお、コード表は市のホームページにも掲載いたします。

問 会津若松市以外の他市町村の被保険者へ通所サービスを提供する場合はどうすればよいのか。
答 各自治体（保険者）に確認してください。

通所相当サービスについては、今まで通り実施する市町村が多いと思われていますが、コード等は変更になるので、移行時期と合わせてご確認ください。

問 緩和サービスの自己負担金はどのように納めるのか

答 相当サービス、緩和サービスともに、これまでの介護予防給付同様の手法となります。

問 運営規定や契約書を総合事業に変更するのか

答 貴見のとおりです。

問 指定申請にあたって、運営規程は相当サービスと緩和サービスを分けて作ったほうがよいのか、または、あわせて作ったほうがよいのか。また、同様に予算書についても分けたほうがよいのか。

答 指定申請としては内容がわかればどちらでもよいものとします。また、予算書については、法人会計として適切な方法で作成してください。